

委員募集のお知らせ

小郡市都市計画審議会委員

小郡市では、「小郡市都市計画マスタープラン」に基づき、小郡市全体の総合的なまちづくり「全体構想」及び地域別のきめ細やかなまちづくり「地域別構想」を進めています。

その中で、都市計画の決定は、まちづくりの重要な柱となります。その都市計画案の調査審議に市民皆さまの幅広い意見を活かしていくために、小郡市都市計画審議会の委員を公募します。

- ◆「都市計画」とは、人々が気持ちよく暮らせるように、道路、公園、下水道などのまちの基盤となる都市施設等の事業を他の都市との関係も踏まえながら、総合的に計画を考え定めていくことです。
- ◆「都市計画審議会」とは、都市計画法第77条の2に基づく市長の諮問機関です。審議会は市長の諮問に応じて都市計画に関する事項について調査審議します。

●募集人員●

2人(委員総数 14人)

●任 期●

委嘱の日から2年間

●活動内容●

小郡市都市計画審議会(年2回程度)へ出席し、都市計画案の調査審議において、様々な観点から意見を述べていただきます。審議会1回につき、4,700円の報酬があります。

●小論文テーマ●

「協働によるまちづくり」

小郡市市街化調整区域整備保全構想策定委員会委員

小郡市の「市街化調整区域」は、少子高齢化や人口減少が進み、集落の活力が低下している状況です。

このような地域の集落活力の維持向上を図るため、農地や集落環境と調和する適正な開発の誘導と規制を行い、豊かな自然環境を活かしつつ、地域のまちづくりを進めるため、市街化調整区域の土地利用に関する総合的な方針を示す「市街化調整区域整備保全構想」の策定を行います。

その策定にあたり、市民皆さまの幅広い意見を活かしていくために、小郡市市街化調整区域整備保全構想策定委員会の委員を公募します。

- ◆小郡市は全域が「都市計画区域」となっており、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分されます。
- ◆「市街化区域」は、優先的に都市施設(都市計画道路、公園等)の整備を行い、かつ計画的に市街化を図る区域です。
- ◆「市街化調整区域」は、市街化区域と反対に市街化を抑制する区域です。この区域は、開発は原則として抑制し、農地や自然環境の保全を図る地域です。

●募集人員● 2人(委員総数 15人)

●任 期●

委嘱の日(平成23年11月下旬頃)から1年間(ただし任期は延長する場合があります)

●活動内容●

小郡市市街化調整区域整備保全構想策定委員会(年3回程度)へ出席し、小郡市市街化調整区域整備保全構想策定において、様々な観点から意見を述べていただきます。審議会1回につき、4,700円の報酬があります。

●小論文テーマ●

「都市計画の役割とまちづくり」

共 通 事 項

●応募資格●

小郡市都市計画及びまちづくりに関心があり、次のすべての要件に該当する方

- (1) 本市に居住している満20歳以上の方(平成23年10月1日現在)
- (2) 国もしくは地方公共団体の議員または本市の常勤の職員でない方
- (3) 本市の附属機関等の委員を3機関以上兼ねていない方
- (4) 平日に開催する審議会に出席可能な方

●応募方法●

所定の「公募委員申込書」に住所、氏名、年齢、性別、電話番号及び職業等を記入し、上記のテーマによる小論文(400字以上800字以下)を作成の上、持参、郵送またはEメールで、小郡市役所都市建設部都市計画課へご提出ください。

※都市計画課窓口での受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※「公募委員申込書」は、小郡市ホームページに掲載しています。

また、小郡市役所都市建設部都市計画課でも配布しています。

小郡市役所ホームページ <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

●応募締切●

11月4日(金) 午後5時まで

●選考方法●

書類(公募委員申込書および小論文)の内容を総合的に判断し、選考します。選考結果は、応募者全員に通知します。

●問い合わせ先●

都市建設部都市計画課計画係 ☎ 72-2111 内線 352 Eメール toshi@city.ogori.lg.jp